

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	関西健康科学専門学校
設置者名	学校法人神戸創志学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	スポーツ医療柔道整復学科	夜・通信	14 単位	9 単位	
	スポーツ医療柔道整復学科	①夜・通信	14 単位	6 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表

<https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/kamoku.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	関西健康科学専門学校
設置者名	学校法人神戸創志学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表

<https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/list.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社経営者	令和6年4月1日～令和8年3月31日	当学園の運営における 教学面に関する 助言・指導
非常勤	会社経営者		
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	関西健康科学専門学校
設置者名	学校法人神戸創志学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画書(シラバス)の作成過程：授業計画書(シラバス)の作成は、授業評価に基づき、担当者が案を作成し、教員会議で検討の結果決定している。</p> <p>授業計画書の作成・公表時期：科目の実施時期に伴い、前期・後期で授業評価を行うため、そのときに次年度の授業計画書を作成し、新1年生へは4月の入学ガイダンスにおいて、在校生へは4月の始業時に配布している。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/keikaku.pdf
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

(成績の評価)

第24条 授業科目の単位の授与は、試験の成績により行う。

2 授業科目の評価は上位より優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(60点未満)をもって表示し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

3 本校における試験は、Ⅰ部は定期試験(中間試験、学期末試験及び卒業認定試験)及び臨時試験、Ⅱ部は定期試験(学期末試験及び卒業認定試験)とする。

(1) 試験を受ける場合は必ず学生証を携帯しなければならない。

(2) 学生証を忘れた場合は、所定の用紙に手数料を添えて許可を得なければならない。

(3) 試験については、各授業科目それぞれ100点満点で評価する。

(4) 3年生の後期末試験は、卒業認定試験をもって替える。

(5) 卒業認定試験は、必須問題50点満点のうち40点未満、一般問題200点満点のうち120点未満を不合格とする。

4 該当学期におけるそれぞれの授業科目の出席時数が、次の各号に達していない者は、原則として当該科目の単位は認められない。

(1) 講義・演習・実技・実習科目 授業時間の5分の4以上

(2) 臨床実習 授業時間全て

5 定期試験で不合格の授業科目があった者に対しては、該当科目の再試験を行うことがある。

6 病気その他、やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者に対しては、届出により追試験を許可することがある。

7 追試験・再試験を受験する者は、所定の用紙に記入し、当該科目分の受験手数料を添え、指定期日までに申請し、許可を得なければならない。

8 休学中の者は、その学年時の試験を受けることができない。

9 授業料等の納入が完了していない場合は、原則として試験を受けることができない。

(単位の認定)

第25条 単位の認定は、出席日数を満たし、授業科目の試験に合格した者について、単位認定会議の議を経て校長が行う。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各学年ごとに履修する科目の成績評価結果に基づき、当該学年で履修したすべての科目の評定の合計点を算出したうえ、履修した科目数で割った平均点を指標値とする。ただし、履修免除(単位認定)が可能な基礎分野の科目については指標から除外する。

授業科目の評価は上位より優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(60点未満)をもって表示し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページにて公表 https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/sanshutu.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定に関する方針を学則第 24 条にて定め、学生便覧及び web サイトに掲載し、公表している。</p> <p>卒業の認定の実施に際しては卒業認定会議を実施し、その結果を学校運営会議に諮り、卒業の認定としている。</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/sotsugyohoushin.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	関西健康科学専門学校
設置者名	学校法人神戸創志学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/chinsyaku.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/balancesheet.pdf
財産目録	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/oropertylist.pdf
事業報告書	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/businessreport.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/auditreport.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	スポーツ医療柔道整復学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年		単位時間／単位	単位時間 110/単位	単位時間 /単位	単位時間 4/単位	単位時間 /単位	単位時間 21/単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
360人		197人	人	9人	11人	20人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業計画書（シラバス）の作成過程：授業計画書（シラバス）の作成は、授業評価に基づき、担当者が案を作成し、教員会議で検討の結果決定している。 授業計画書の作成・公表時期：科目の実施時期に伴い、前期・後期で授業評価を行うため、そのときに次年度の授業計画書を作成し、新1年生へは4月の入学ガイダンスにおいて、在校生へは4月の始業時に配布している。
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>※本校学則より抜粋</p> <p>（成績の評価）</p> <p>第24条 授業科目の単位の授与は、試験の成績により行う。</p> <p>2 授業科目の評価は上位より優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（60点未満）をもって表示し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>3 本校における試験は、Ⅰ部は定期試験（中間試験、学期末試験及び卒業認定試験）及び臨時試験、Ⅱ部は定期試験（学期末試験及び卒業認定試験）とする。</p>

- (1) 試験を受ける場合は必ず学生証を携帯しなければならない。
- (2) 学生証を忘れた場合は、所定の用紙に手数料を添えて許可を得なければならない。
- (3) 試験については、各授業科目それぞれ 100 点満点で評価する。
- (4) 3 年生の後期末試験は、卒業認定試験をもって替える。
- (5) 卒業認定試験は、必須問題 50 点満点のうち 40 点未満、一般問題 200 点満点のうち 120 点未満を不合格とする。

4 該当学期におけるそれぞれの授業科目の出席時数が、次の各号に達していない者は、原則として当該科目の単位は認められない。

- (1) 講義・演習・実技・実習科目 授業時間の 5 分の 4 以上
- (2) 臨床実習 授業時間全て

5 定期試験で不合格の授業科目があった者に対しては、該当科目の再試験を行うことがある。

6 病気その他、やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者に対しては、届出により追試験を許可することがある。

7 追試験・再試験を受験する者は、所定の用紙に記入し、当該科目分の受験手数料を添え、指定期日までに申請し、許可を得なければならない。

8 休学中の者は、その学年時の試験を受けることができない。

9 授業料等の納入が完了していない場合は、原則として試験を受けることができない。

(単位の認定)

第 25 条 単位の認定は、出席日数を満たし、授業科目の試験に合格した者について、単位認定会議の議を経て校長が行う。

卒業・進級の認定基準

(概要)

卒業の認定に関する方針を学則第 24 条にて定め、学生便覧及び web サイトに掲載し、公表している。

卒業の認定の実施に際しては卒業認定会議を実施し、その結果を学校運営会議に諮り、卒業の認定としている。

学修支援等

(概要)

- ・ スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施で学生のメンタル面もサポートし、学生が安心して学修を継続できる体制を整備
- ・ 面談等による学習指導を実施
- ・ 入学前後からの教員・職員による補習授業（カリキュラム上の授業を受ける際に前提となる中学・高校レベルの基礎知識の学び直し）を実施
- ・ 自習室を設置し、学修に集中できる環境作りに取り組んでいる
- ・ 各演習室を授業時間以外でも学生に解放し、自主的な練習を可能にしている
- ・ 1 年次から授業後時間に補習授業および国家試験対策講義を実施
- ・ 専科教員が国家試験直前の補習授業を実施

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
------	------	-------------------	-----

51人 (100%)	人 (%)	51人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 整骨院、介護施設、スポーツ施設			
(就職指導内容) 履歴書等添削、面接指導、就職セミナー、業界勉強会等			
(主な学修成果(資格・検定等)) 柔道整復師			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
209人	23人	11.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調不良、経済事情		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員による面談、スクールカウンセラー(臨床心理士)によるカウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
スポーツ 医療柔道 整復学科	350,000円	800,000円	400,000円	2年次のみ その他は500,000円となる。
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページにて公表 https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/jikohyoukakekka.pdf
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)

2024 年度（2023 年度に係る評価）を、学校関係者評価規程に基づき、2024 年 5 月 25 日に実施		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
接骨院院長	3 年	
会社役員	3 年	
上級心理臨床カウンセラー	3 年	
卒業生	3 年	
学校関係者評価結果の公表方法 （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校ホームページにて公表 https://www.kanken.ac.jp/pdf/2024/gakkouhyoukakekka.pdf		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校ホームページ https://www.kanken.ac.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H128310000593
学校名 (〇〇大学 等)	関西健康科学専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人神戸創志学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		42人	39人	44人
内訳	第Ⅰ区分	27人	26人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				-
合計 (年間)				44人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	-	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	-	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	-	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。